

消 防 予 第 186 号  
平成 27 年 5 月 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

平成 27 年度防火対象物実態等調査の実施について (依頼)

標記については、予防行政の円滑な運営、予防対策の企画立案等の基礎データとするため、毎年実施しておりますが、今年度においても、下記のとおり調査を実施いたしますので、管轄する区域の防火対象物の実態等について調査の上、報告いただくようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 調査目的等

本調査は、現行法令に基づく消防用設備等の設置、防火・防災管理制度の運用、防火対象物・防災管理定期点検報告制度の運用、予防行政の運営、消防設備士制度の運用及び予防業務体制の整備状況の実態等を把握することを目的とします。

なお、本調査結果は、消防白書等の公表資料のほか、消防庁における各種施策の企画立案等の基礎データとして幅広く活用する予定としておりますので、確実な入力をお願いします。

2 調査単位及び調査対象

(1) 都道府県

調査表第30表及び第31表の調査の実施結果について報告してください。都道府県単位とし、全都道府県を対象とします。

(2) 市町村（消防本部コードを用いて市町村毎に入力する。）

調査表第01表から第29表、第33表から第35表、第37表から第39表の調査の実施結果について報告してください。市町村単位とし、全市町村を対象とします。

(3) 消防本部

調査表第32表及び第36表の調査の実施結果について報告してください。消防本部単位とし、全消防本部を対象とします。

3 調査報告要領（詳細は別添2を参照）

報告に当たっては、オンラインシステム <https://secure.fdma.go.jp/SS0/> からダウンロードした「防火対象物オフライン処理ソフト」ver2.2.3以降を使用するとともに、各操作マニュアル及び調査報告要領に従ってください。

#### 4 報告に当たっての留意事項

##### (1) 都道府県

各消防本部等からの報告内容の各数値が、昨年度の報告内容の数値と大きな差異がないかを確認してください。差異がある場合は、該当消防本部又は市町村に問い合わせ、その事実確認がなされた数値であるかなど、誤りのない数値であることを再度確認してください。

##### (2) 消防本部等

報告内容の各数値が、昨年度の報告内容の数値と大きな差異がないかを確認ください。差異がある場合は、正しい数値となっているか、再度確認してください。

#### 5 調査基準日等

##### (1) 調査基準日

平成 27 年 3 月 31 日現在

##### (2) 調査対象期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

#### 6 報告期限

##### (1) 消防本部から都道府県への報告

平成 27 年 6 月 18 日（木）まで

##### (2) 都道府県から消防庁への報告

平成 27 年 6 月 25 日（木）まで

#### 7 その他

##### (1) 調査実施に係る連絡事項

ア 調査表第 33 表については、「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査について（依頼）」（平成 27 年 1 月 14 日付け消防予第 12 号。以下「重大違反対象物調査」という。）と重複する内容がありますが、例年どおり入力するようお願いします。

なお、重大違反対象物調査については、今年度も引き続き調査することを予定しており、今後本調査に加えることを検討しています。

イ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）の調査表への摘要については平成 28 年度調査から実施されるため、調査表第 1～10、12、13、15～18、20～26、38 表においては、防火対象物の区分の 6 項ロ及びハについて(1)～(5)欄に細分化される予定です。また、翌平成 29 年度の調査においては、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）により、同区分の 6 項イについて(1)～(4)に細分化される予定です。

各消防本部等におきましては、防火対象物の管理システムの改修等の対応を含め、必要に応じて適切に対処されるようお願いします。

ウ 調査表第 12 表及び第 13 表においては、別添 2 平成 27 年度防火対象物実態等調査（報告要領）において、延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上の防火対象物が調査対象と定められておりますが、面積要件によらず設置が必要な消防用設備等があるため、平成 28 年度の調査よりこの内容を廃止することを予定しています。

##### (2) マニュアル及び問い合わせに係る事項

ア システムの操作方法等については、オンラインサポートページの Web 教材及び操作マニュアルを確認してください。

※オンラインサポートページ <https://secure.fdma.go.jp/SSOEDU/support.html>

イ 各種マニュアル類は、全てオンラインシステム上からダウンロードが可能です。

- ウ 多数寄せられる問合せについては、オンラインシステム上のファイルダウンロードに掲載している「防火対象物実態等調査 Q&A」や「よくある問合せ(防火対象物実態等調査業務 FAQ)」のほか、事務連絡等により情報提供を行っていく予定ですので確認してください。
- エ 問合せの内容により対応窓口が異なるので注意してください。

## 8 添付書類

- (1) 【別添 1】平成 27 年度防火対象物実態等調査（調査表）
- (2) 【別添 2】平成 27 年度防火対象物実態等調査（調査報告要領）

<担当>消防庁予防課 予防係

齋藤、武内

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号

TEL : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533

E-mail : n2.takeuchi@soumu.go.jp

<システム関係問合せ窓口>

西菱電機株式会社 サポートデスク

E-mail : support\_fdma@seiryodenki.co.jp